

近世被差別部落の起源概説

——「藍無地染仲間文書」を参考として——

石
尾
芳
久

「被差別部落の起源」ということについては、一向一揆を肅清するという、門徒たちを肅清する過程において、被差別部落が作られたと考えている。そういう人民の宗教的自治都市の弾圧、あるいは宗教や思想闘争に対する弾圧の過程において被差別部落が作られたと考えている。この問題について、中世から一般に河原者といわれる、或は非人といわれる人々に対する差別があつて、その人々が近世権力によってとりまとめられたのだという説もあるわけであるけれども、それについては後ほど考証する。しかし、ただなんとなしにそういうようになってきたのだとか、あるいはそれをとりまとめたのだというように考えてよいかどうか。近世の賤民制には、中世の賤民制とは異なる独自の構想と特色が実はあるわけである。そういう特定の構想のもとに作られたということは、やはり見過ごしてはならない。もちろん中世賤民に対する諸種の考え方が残っていることはまちがいないけれども、しかし、中世賤民制の本質には中世賤民制の独自性があり、近世賤民制の本質には近世賤民制の独自性があるという、その点を見過ごしてはならないと思う。この問題に取り組んでから年月がだいぶたつのであるけれども、これはやはり一番初めに、樫井村というところの枝村が被差別部落になっていて、その調査をなしている時に、「なぜ自分たちはこういうことになつたのかということを科学的に明らかにしてほしい」ということを被差別部落の人民に託され、そういう意味ですつとこの問題に取り組んでいるわけである。

まずはじめに、戦国武士団・織豊政権と一向一揆との対決の必然性ということについてのべてみたい。単に本願寺の宗主が戦国大名みたいになつてしまつたので、そこで他の戦国大名と争つたのだというようなことではないと思う。というのは、この一向一揆に参加した人々は、もちろんこの畿内の門徒あるいは紀州の雑賀衆といわれている門徒、あるいは安芸門徒が著名であるけれども、それだけではないのであつて、闘争に参加した門徒は全国的な規模に及ん

でいるということが重要である。頭如はやはり全国的な規模の門徒に呼びかけているという確かな史料がある。たとえば、『津村別院史』に引用せる『繪見記』にそのことをのせている。そういう意味で全国のあらゆる地方の門徒たちが集まり対決をしたということである、単にたとえば証如とか頭如というような宗主が戦国大名みたくにまっただで、そこで本物の戦国大名と争ったのだというのよりも、もっと民衆と権力との闘いという面に重きを置いて考えるべきではなからうか、すなわちアジア的専制主義支配の動向に向う権力と全国の寺内町——宗教的自治都市の人民との自治を庄殺するか自治を守るかという闘争を中心として考えてみなければならぬ。

次に、石山本願寺合戦そのことについて、とくに勅命講和にもとづく合戦の終息について検討する。石山合戦というのは元龜元年から天正八年まで十年間続き（時々和解もしているが）、ほぼ十年間続き日本で最も長い籠城戦だといわれている。しかし、この勅命講和にもとづいて屈服したという事実は、その後の日本の宗教思想史にはかりしれない影響を及ぼすことになる。天皇の命令によってやめたのであるから、それでいいではないかというように『本願寺史』・『津村別院史』に説かれている。『津村別院史』の叙述に、「宗主下間丹後平井越後守矢木駿河守等召し評定あり、時勢に考へ又多年の籠城宗徒の艱難に鑑み和平の一日も速に成立せんこと上下一致望むところなるを以て、殊に 勅命を違背申に就ては天道の恐れも顧みざる可らず」とある点に注目する必要がある。むしろ門徒に詫びなければならぬのに門徒を籠城の艱難から救ってやるのだという恩きせがましいことをいっている。⁽¹⁾ 門徒、末々の門徒に対する傲慢な態度が認められる。そして、勅命講和により天皇制思想を「天道」として思想的に屈服したということが問題となる。一向一揆の思想は、いうまでもなく「天道」とか天皇制思想という呪術的信仰・呪術的血統主義の觀念と決定的に対決すべきもので思想的に屈服すべきものではないからである。その意味において、天正十三年の例

の大田の水責めといわれている勅命講和以後の最後の一向一揆の闘いの思想的意味・実践的意味を重視するものである。これは「末々の門徒」の闘いである。本願寺の宗主とか一家衆とか、そういう上の方の人ではなくって、一般の門徒——末々の門徒がどうしても勅命講和に納得できなかったのである。

一家衆のうちただ一つだけ、富田の教行寺の住持証誓が主として、勅命講和を不当とする発言をしている。『紫雲殿由縁記』に証誓が「御退寺候テハ御門徒ノ僧俗コレ迄身命ヲ投ケ打テ忠節ノ働、湯ヲ水トナセルカ如シ」という発言をしたのである。しかし、このことが後に太閤検地の際に寺領を剝奪される理由となったのである。そして、この事実は、太閤検地が単に兵農分離政策のみではなくして、勅命講和以後抵抗をやめなかった末々の門徒を摘発して「かわた」という肩書を附する賤民政策——身分貶下政策——をも意味するものであったということを証するのである。そして、天正十三年の太田城の抵抗戦で助命された人々（大田退衆）に与えた願如の手紙が現在、蓮乗寺に伝えられているが、その蓮乗寺が寛永九年という早い時期に穢寺になっていくという事実は、助命された末々の門徒を賤民身分におとすという賤民政策が太閤検地の際に行われたことを示唆するものである。被差別部落は穢寺を中心にして集結せしめられている。このように穢寺組織と被差別部落が一体であるという事実は、被差別部落の起源が宗教弾圧と深い関係があることを明示するものである。

石山寺内町、本願寺の寺内町において、青屋町、青屋町というのは紺掻きという藍染の染色職人の居住した町のこととて、この職人たちは近世において行刑役にたずさわわり賤民と同視されていた。檜物屋町というのもやはり同じように職人層であるが近世において差別されていた。しかし、石山合戦までの石山本願寺の寺内町においては、法上の意味においてなら差別されることなく処遇されていたのである。これは証如が裁判領主としておこなった判決によっ

て明白である。寺内町の一の排水溝を他の町のものどもが事実上の意味の卑賤にもとづいて排水溝を檜物屋町のほうに行くようにつくったことがある。檜物屋町はだいたいは湿地帯であったのであるが、排水溝をむけられることにより、一層の湿地になり非常に困ったわけなのである。そこで協議にもとづくことなく一方的に排水溝をつくることを不当として法廷闘争を行ったのである。実力行使でもよいという意見もあつたのであるが、あくまでもこれを法廷で闘うということにしたのである。それに対し証如は先例にもとづき、そういうところに排水溝をつけるということでは正しくないかと判示し、納得のいくように、どちらの町人にも迷惑がかからないような方向に排水溝をつけるという判決を先例にもとづいて出しているので、やはり寺内町というものが実は宗教的自治都市としての性格というものを形成しつつあつたというように考えて差し支えなからうと思う。とくに、この青屋という人々は、近世において非常に卑賤視されている。京都の史料をみると、明治三年という時期に事実上穢多と同じであるという考え方をしている^②。それから、これはやはり大坂の場合どうかという先北町、清水、南町、北町屋、新屋敷、西町の寺内六町に加うるに、横町、中町、檜物屋町、青屋町、造作町などがあり、この時期には、青屋町なども「賤業視されて疎外されている」とはみられないのである(西川幸治「日本都市史研究」一二五頁以下)。最近関西大学図書館所蔵となつた「宝暦五乙亥十一月晦日藍無地染仲間判形帳三郷」なる文書は、『大阪市史』所載の『藍無地染仲間前書』の原本と推定される^③。

右文書によると元和元年より青染職を認可されてきたが「其後寛永三丙寅年初春嶋田越前守様御当地御支配之砌、役人村之もの共より御当地籠役我々共へ割掛可申由、毎度申来候故、何とも人前之難儀、先祖之耻辱、至極迷惑千萬ニ存、乍恐右之趣御訴詔奉申上候へ者、被為聞召上、役人村之もの共被為召出、籠役を掛可申趣意御吟味被為成得者、

役人村より申上候者、青染仕もの共ハ根元役人村出生之由申ニ付、我々共先祖出生出村御儀之上、毛頭紛敷出生之者ニ而無之段、所々庄屋年寄証文判形奉差上、御上聞達、無滞御明鏡以出生明白ニ罷成候、役人村之者共江者還而過躰被為仰付、無恙家職相勤、向後出生紛明ニ無之者ニ者、我々遂吟味、青染職致させ申間敷旨被為仰付、仲間之外式三人出生難知者有之由ニ而、当町御被為成、仲間御除被為成下候由、先祖之ものより段々承伝申候、云云」とある。

右文書によれば役人村のものから籠役——牢役（行刑役）を割掛られたことが青染屋に決定的な卑賤感をうえつける根拠となったというのである。それを「人前之難儀、先祖之恥辱」という言葉であらわしている。「人前之難儀」というのは平等な人づきあいができないような苦難ということであり、「先祖之恥辱」というのは、先祖から宝曆五年にいたるまで継続している先祖のこうむった恥辱ということである。このように長期間、継続する恥辱は、外面的恥辱につきずして青染屋自身が陥らざるをえないような内面的恥辱であることを意味する。籠役——牢役（行刑役）にたずさわることがこのような内面的卑賤感をうえつける根拠であることを明証する。しかもそのような行刑役は、役人村の指示によって寛永三年初春以来割掛られていることが判明し、行刑役に関して賤民の組織的な役負担が近世初頭に既に成立していたことが、青染屋から役人村を訴えたという事実によって明白となる。近世賤民が警察・行刑役に関してこのような組織をつくることを強要され、それが一般民衆の卑賤感を使喚するものとなっていたのである。このような内面的卑賤感にまで浸透するような賤民組織こそ、近世賤民制の独自性であって、中世賤民にはそのような意味をもつ組織は全く認められないのである。

しかし、注意すべきは、勅命講和以後なお執拗に抵抗した一向一揆の末々の門徒を、権力は賤民身分に身分貶下したのであるが、その賤民に対し権力に従順である証しとして警察・行刑役の役負担を、転向の証しとして役負担を組

織的になうことを強要されたのである。一向一揆を闘った末々の門徒に職人層が多かったことは、既に立証されているが、青染屋も皮屋等と共に末々の門徒として織豊政権への抵抗に当然に加担したことは考えられるのであって、そのことは役人村よりの証言としての「青染仕もの共へ、根元役人村出生之由申」という青染屋と役人村との一体性を強調する文書によって、それを把握することができるのである。ただし、この一体性を一向一揆を共に闘った職人仲間としてではなく、「根元役人村出生之由申」として血統論としての一体性として解釈されているところに権力側の血統論の影響と浸透があり、権力側の血統論——血筋論・ケガレという血筋論にとりつかれていることが明かとなり、役人村自体が反革命的なイデオロギーにとりつかれていることが明らかとなる。

しかも、役人村だけではなく青染屋も反革命的イデオロギーたる血統論にとりつかれているのであって、式三人出生難知きものが存在していたので当町に御祓をなし仲間から疎外したとあるように、混住していたケガレた血筋と推定されるものを摘発して当町に御祓をなし仲間よりの追放処分にしたというのである。このような血統論は、差別的序列の体系と必然的關係を有し、たとえ役人村出生のものでないとしても、せいぜい一段階上の血筋に属するにすぎず、多様な差別的序列の体系からみれば、なお極めて下層の血筋に属するにすぎず決定的な解放は不可能である。むしろこのように解放を不可能にするところに、呪術的血統論の特色があり、それは究極的には天皇制思想の血統主義、輪廻思想に統括されてしまうものなのである。(『大阪市史』所載の史料とは「祓」を「抜」(抜の俗字)としている。)

右文書には、更に「其後元禄年中迄も四拾人余も御座候処、家々末々ニ成困窮仕、渡世務兼或者身上仕廻、多く仲間只今ニ而ハ漸拾式人相残申候、恐多奉存候へ共、別而外之町人と者違、御慈悲以無相違家職相続仕候私共ニ御座候処、只今ニ至候而も、我々共仲間者紛敷者之様ニ取沙汰仕候者多御座候ニ付、縁組之妨ケニ相成、其上家職次第ニ不

繁昌ニ相成申候、ケ様ニ相成候而者職相統難成、千万歎ケ敷奉存候、何卒御慈悲ヲ以、右浮説も無之、家職も古来之通繁昌仕、無恙相統仕度奉存候ニ付、乍恐左之趣奉願上候」とある。

これによれば訴訟で勝訴となりながらも、なお血筋のまぎらわしいものであるという浮説は、消滅せず、「縁組之妨ケ」という事態が生じているという事実が判明するのであって、所詮血統論では一段上の血筋であるということを中心とする主張するにすぎず差別的序列の体系を自ら解放するものではないのであるから、事実の問題として「縁組之妨ケ」になるような「浮説」は容易に消滅しないのであって、ここに呪術的反革命的イデオロギーとしての血統論の有する深い意味が存するのである。

先へのべた天正十三年の頃、大田水責の頃の根来衆について（それはむしろ浄土真宗の寺内町についてこそ妥当すると考えられるが、ルイス・フロイスという宣教師の証言のなかに「根来衆になると、たちまち尊敬を受け、血統の賤しさも、以前の生活や習慣おける卑劣さも（もはや）己が身に汚点を残さなくなると信じていた」（『日本史』1、松田毅一・川崎桃太訳）という言葉がある。仏教には決して好意をもっていない人の発言であるから、なおさらその証言の真実さがある。血統の卑しさというような呪術的な血統主義の観念を克服した生活しているということは、勅命講和までの寺内町——宗教的自治都市において、反革命的イデオロギーたる血統論（身分差別的序列論）が克服されてきたという極めて重要な事実を証言したものである。要するに人間の仏性、人間の仏性の平等性、その絶対的平等性というものを確信するということは、原始真宗教団の出発点であったと思う。この原始真宗教団が、律宗、中世において癪者を救済するという運動を起こした律宗の叡尊・忍性の考え方を受け継いだということは、立証されている。叡尊・忍性は、癪を病んでいる人々を文殊菩薩のうつつみであると考えた。つまり自分たちにかわってこの世の

苦しみというものを担っているという人々と確信し、そこに癩者救済運動の必然性があった。他者の苦しみを自分の苦しみとして引受けざるをえないという思想こそ、日本の原罪思想の特色であると思う。したがって救済思想というものは、人間の仏性の絶対的平等性への確信、重い苦しみをなうものほど、豊かな平等性を実践することとは深くつながるわけであるから、そういう思想運動と実践運動を通して、中世に外面的に卑賤視されていた職人層というものが真実の救済思想を受容し、救済から解放への強力な実践運動をなすにいたったのである。そういう身分を解放するということが自治の基礎であろう。自治ということには、まずそういう自と他の身分解放があるということが、その基礎であると考えるべきである。この問題に関連して血筋・血統論ということに重きを置くということ、穢れた血筋とか清らかな血筋という呪術的血統論の根底には必ず政治的な作為がある。血統論は人間の動かすことができない自然の事実であるという人がある。これは自然の事実だから、中世にまで遡及するのだという説があるが、これはやはり呪術的血統論にとりつかれた思想であって、真実の血縁に穢れた血筋とか清らかな血筋とかということはありえない。権力による作為というものがその根本にあるというように考えてよい。例えば部落解放令以後も行われた例の氏子籍という事実がある。これは国家神道に基づく身分差別という新たな宗門改帳である。それは広島山のほうの地方に明治七年の氏子籍というものがあり、それに賤称記載がある。これは国家神道というものが、まさに血統論というものを温存するものであるということ——国家神道と呪術的血統論（身分差別序列論）との必然的關係を示す——の何よりの証拠だろうと思う。そこに七冊ほど残っていて、それをみると賤称記載がある。本来は神の前の平等ということではなければならぬと思うのであるけれども、国家神道が呪術的血統論を基本とする意味において神の下の平等を歪曲する。国家神道の源流とも見なすべき平安期末期或は鎌倉初期につくられた『法曹至要抄』という

公家の法律書がある。これは穢れというものに関して大変仰々しい規定を定めている。次から次に穢れというものは、転移していくものであるから、穢れに対しては隔離するしかその処分の方法がないという註釈をしている。公家思想のなかにこういうものがあつたわけで、しかもその中に、神道というものと天皇の王法とは一体であるという解釈が行われている。そうすると天皇制思想というものの本質はやはり神道思想であつて、そういう呪術的血統論を本質とする神道思想と天皇制思想が一体であるという呪術的信仰が公家思想の中に育まれ、それが戦国大名から織豊政権へ、そして本格的には幕藩体制のイデオロギーとしての天皇制思想として成熟する点が重要である。こういう真実の宗教とは何の関係もない呪術的な思想というものは実は絶えず出てくる可能性があると思う。歴史の思想史の発展というのは、この呪術的思想とどう対決をするか、どのようにして克服するかということを明らかにすることである。

本願寺合戦における勅命講和を重視し天皇制思想の本質が血統論にあるということ、これは浄土真宗の立場からすると絶対に妥協することのできない呪術的思想であるということ、従つて勅命講和は、本来どこまでも対決しなければならぬ呪術的思想に浄土真宗が屈服するという思想上の決定的な反動を肯定することになるといふことを意味したからである。しかも末々の門徒の身分を賤民におとすことを宗教の面でも肯定した(穢寺・差別戒名)とところに問題がある。

この問題については、マルクスは激烈な口調で『インド論』の中でヒンズー教は、そしてカースト思想は、人間精神の偉大さを奪い去つたものであるといふことをいっている。マックス・ウェーバーはまた『ヒンズー教と仏教』という宗教社会学の論文の中で、カーストについてこのカーストという考え方は実は血統論に基礎を置くといふことをいっており、それから、これは輪廻思想と因果応報思想といふものを二つの柱にしている。すなわち、現在悲惨な状

況にあるカースト身分の人々に対しては、前世の悪業の報いとして、現世でこういう苦しみを受けているのであり、現世の苦しみというものはひたすら忍従すれば来世はちょっとだけ身分が上にあがる、一段階だけ上昇するとする。ここまで徹底した個人の自己責任への政治責任転嫁と、自業自得という考え方をここまで徹底して展開した思想はインドのヒンズー教、カースト秩序の思想のみであるとのべているわけである。この思想においては革命思想や進歩の思想というものは絶対に生まれえない。権力側にとっては民衆に対する責任を一切負う必要はないという意味において甚だ楽であると指摘する。何でも自分が悪いと思いたくないというように教化しているわけであるから、政治的な抗議行動や革命運動は起こらない。政治的な結末も起こらない。カーストという思想は政治的な結社をむしろ形成せしめないものであるとしている。職業の平等というものは全くない。

実は、日本においても、勅命講和以後身分秩序がカースト秩序に近づいてくる。その意味において近世は、思想上の暗黒の時代である。江戸時代は大変結構な時代であったというような考え方が最近横行している。しかし、思想史の面ではいえば、これぐらい暗い時期はない。その中で、了承という人が『非人教化』という本を弘化年間に書いている。非人教化ということはい、非人たちもとにかく来世に救われる。来世に極楽がやがて来ると考えたならば、非人たちが今住んでいる現世の河原の小屋も、川辺の小屋も、山あい的小屋も皆御殿のようになるのである、そういう気持になる筈であると教化している。ここにもまたカースト秩序の思想に共通する宿業思想と輪廻思想の持主である日本近世の僧侶たちが、このような犯罪的な教化運動をしている証拠がある。中世にも呪術信仰の可能性は、たしかにあったが、それに対決する人民の思想運動と実践運動がやはりあったと考える。その結果がこの浄土真宗を根拠とする自治都市の形成であると考えるべきである。

それでは次に石山本願寺合戦そのものについてのべる。元亀元年（一五七〇）から天正八年の閏三月五日まで一応続いたといわれている。十年間の日本で最も長い籠城戦である。このときに一体信長は何を要求したのであろうか。元亀元年九月二十九日の顯如の文案に「信長恣之所行」（『津村別院誌』一一四頁以下）とある。寺基退転を含むであろうが、恣意的要求——暴力主義的要求をしてきたということが、問題となっている。こういう考え方ははっきりと暴力主義というものを表しているというようにみてよい。元亀元年の九月十二日の夜半に寺内の鐘をついて門徒の集合を促したということ、先程述べたように全諸国の末寺へ回文しているとあるから、一部の門徒だけではなくて、全国の門徒に回状を回したということである。一斉に全国の末々の門徒が信長政権に対して抵抗のために立ち上がったのである。長島もそうであるし、諸国の門徒も立ち上がったのである。だから、一部の門徒だけでなく全国的な人民、都市農村自治への関心を有する人民（末々の門徒）の蜂起が促されたのであることを、まず確認しておくべきである。従来は何か鉄砲衆たる門徒衆のみが重くみられていたようであるけれども、そうではない。全国の門徒に蜂起を促しているのである。九州も調査したけれども、至る所に石山合戦参加の史料が認められる。安芸もそうであるし、石見門徒もそうである。島根県に大森銀山というのがあり、近世には百二十ヶ寺ほど寺があり、ほとんど浄土真宗の寺院であって、この大森銀山の鉦夫たち、末々の門徒である鉦夫たちがやはり石山合戦に参加したという記録がある。結局は天正八年閏三月五日というときに勅命講和をする。この時の勅命講和の意味が呪術信仰に浄土真宗が屈服することであった点が重要である。

例えば親鸞の『教行信証』の「後序」に、仏法と王法との区別ということを非常に厳格に考え、人間の純粋な信仰を否定するような王権に対しては激烈な批判をなしているのである。（この「後序」は戦時中削除されていた。）とく

に天皇制思想の血統論に屈服したということが重要である。血統論が基礎となっているカースト秩序に屈服したということになる。そのときの頭如の言葉に問題があるのである。頭如が、自分が死んだ場合、血脈が絶えると同時に法流もまた絶えるのであるとのべている点が問題となる。血脈が絶えると同時に法脈もまた絶えるということをいっている。仏法の流れ、仏法の問題と血脈の問題とは区別すべきであり、それが原始真宗教団の古き良き伝統である。宗主が死ぬと一切の浄土真宗の法流が絶えてしまうというようなことはありえないのである。であるから法流と血脈が勅命講和により混同してしまうところから、浄土真宗の呪術思想への逆行がはじまる。むしろ、血脈が法流に優先するという方向がこのときから始まるというように見ていいのではないかと思う。血脈が仏法よりも優先するのだという呪術信仰の考え方は本願寺の宗主が転向したことを意味する。これによって宗教が権力の手段たる宗教に転落してしまうのである。しかし末々の門徒はこのような勅命講和をうけいれることができなかつたのである。であるから、末々の門徒は勅命講和の勅使に対して狼籍を働いたのである。頭如は、末々の門徒、とくに雑賀の末々の門徒を「徒者」として指弾し、雑賀の年寄衆に雑賀の末々の門徒の勅命不服徒の行動を抑制せよといっている。頭如は、この勅命講和によって、はっきりと末々の門徒を「徒者」（いたづらもの）として切り捨てにかかっているのである。これは、本願寺が権力的手段に転落したことを意味するし、末々の門徒を「徒者」として切り捨てる行為には、権力による身分賤下政策に合体する可能性があるし、そこに、賤民の寺院としての穢寺組織を成立せしめる必然性がある。穢寺という組織がやはり太閤検地の時点にはじまるということは、検地帳における賤民の記載と符節を合するものがある。それと同時に差別戒名をつけることがはじまる。この穢寺の問題であるが、例えば紀州の穢寺はすべて富田本照寺下となっている。末々の門徒の抵抗がとくに激烈であった（大田水責）紀州においてこのような画一的な穢寺組織

が行われているという事実は、勅命講和以後抵抗し摘発された末々の門徒の賤民身分への身分貶下という身分政策と穢寺政策との間には必然的な関係がある、といわざるをえない。権力と本願寺の合体工作があるのである。紀州の穢寺がすべて部落寺院の中本山といわれている富田本願寺の末寺になっている。『富田本願寺』について書いた或る書物に富田本願寺が部落の門徒を拾ってやったのだというような解釈についてこれは非常に意味の深い言葉であると記しているけれども、途方もない解釈であると断言せざるをえない。そういう恩着せがましい言葉を本願寺のために生命を賭した部落の門徒に対して言うべきではない。非常に傲慢な感じがする解釈である。『富田本願寺由緒書』の中に「河原門徒」という言葉が出てくる。門徒の肩書に河原という賤称を付けている。原始真宗教団には、門徒に対して身分差別を付けるという考え方は絶対になかった筈である。『富田本願寺由緒書』の底流となっている部落の門徒を拾ってやったのだという恩着せがましい傲慢な解釈こそ、「河原門徒」概念を成立せしめる根拠であったと考えられる。

『石山退去録』という本の中にも「自業自得」という言葉が多く認められる。「自業自得」というのは、先程紹介したマックス・ウェーバーが指摘するヒンズー教の根本思想である、「おまえが悪いのだ」ということ、「現世の苦しみは前世に犯したおまえ自身の行為の責任である」という意味である。カースト秩序の根本をなすイデオロギーである。この呪術思想に対しては浄土真宗が最も闘ったはずなのである。それから、天皇に服することは天道に服することである。天道は仏法より優越するということを『石山退去録』は、のべている。勅命は天道であり、それは仏法よりも優越するとなしている。ここでは明確に真実の宗教が天皇制思想の手段に転化してしまったということが考えられる。真実の浄土真宗の思想は、末々の門徒の闘いの中にだけ生き残っていたのである。そういう意味において、

天正十三年の三月から四月にかけての勅命講和以後の一向一揆である太田の水責めに対する闘争を重視せざるをえないのである。これこそ真実の一向一揆である。

蘭田教授が発見された大田水責に際しての秀吉の書状がある。天正十三年三月二十七日の日付がある。これは、泉南市の樽井、浄土真宗の専徳寺に伝えられてきたものである。この秀吉の書状に「雑賀内ニ一揆張本人楯籠候者、為懲鹿垣を結廻、」という言葉がある。雑賀に一揆張本人が立て籠ったといっておるので、やはり末々の門徒の中で最後まで抵抗した一揆衆がここに立て籠ったのである。そこで「鹿垣」(シシガキ)を廻らして、そこに包囲したといっている。約三千人といわれている一揆衆を秀吉は十万の軍で囲んだのである。水責め——大田の水責めである。鹿垣とあるから、「鹿垣」は土手のこと、堤防・土手のことを比喻して「鹿垣」といっていると解釈すべきである。鹿垣というのは本来はケダモノが入ってくるのを予防する垣であったのであるけれども、この頃は包囲する垣や土手のことを比喻して「鹿垣」と称するようになったのである。鹿(シシ)というのはケダモノのことをいう。「鹿垣」で包囲されたものは、ケダモノである。したがってこの時大田城に雑賀一揆が立て籠ったその門徒衆をケダモノと賤称したのである。勅命講和に不服従な末々の門徒はケダモノであるということを示しているわけである。であるから、こういう人々を鹿(シシ・ケダモノ)であると見做して、人間性を抹殺したのである。ここに勅命講和以後抵抗した末々の門徒の身分を賤民身分におとす思想的必然性がある。秀吉はキリスト教の宣教師やキリスト教徒のことを、「犬ども」といっている(ルイス・フロイス『日本史』)。ここには天皇制思想にとって異端者であるキリスト教徒、転びキリシタンをも賤民と見做すという賤民政策の基本になるような考え方があらわれているのである。『道頓堀非人関係文書』によっても明らかであるように大坂の非人、二千人中九百二人までが転びキリシタンである。この不寛

容の思想は、その後引き継がれて、明治初年に長崎浦上のかくれキリシタンが一斉に出てきた場合に、このかくれキリシタンのことを、例えば「百何十匹」、「百匹」として「匹」と呼びケダモノとして取扱ったことが大佛次郎氏の『天皇の世紀』の中ではじめて問題とされている。この何匹と勘定したかくれキリシタンを各藩に預けて神道思想、天皇制思想によって教化し転向を強要したのである。津和野藩の三尺牢というのは教化の方法として拷問を行ったのである。理論で勝てないから、三尺牢に入れ惨めな恰好をさせて嘲笑し馬鹿にするという考え方は、極端な不寛容と卑劣な精神を示すもので、日本近世が思想的には全く不毛の時代であったことを象徴する。

右に考証した秀吉の書状の終わりのほうに、「禁裏様御作事無油断者尤候」とある点も重要である。これは当時仙洞御所の工事をしていたので、その仙洞御所の工事を油断しないようにきちんとやれということを行っているのである。皇室の御所の築造の問題であるけれども、やはりこの言葉の底にあるのは天皇制思想への深い依存だろうと思うので、こういう天皇制思想への依存を抛り所にして、勅命講和不服徒の末々の門徒をケダモノだと断じてその人間性を抹殺しているのである。

大田城雑賀一揆の五十三名の指導者を大坂の「天王寺あべの」で晒首にした。それから女房、二十三人は現地の大田村において磔にしたのである。磔というのは、処刑したまま腐るまで放置するのであり、晒首も同様である。旧中国の刑法においては、遺体を吊うことは許すのであるけれども、日本の場合は遺体を吊うことを許さない。旧中国の死刑よりもっと残酷性が加重されているとみななければならない。この「天王寺あべの」というところに指導者の首をわざわざ大田からはこび、そこで晒首にしたということは、大坂町人の自治運動を肅清する威嚇として行ったのである。問題は、これから十三年程後の文禄検地帳に（関西大学図書館所蔵文書）、晒首にしたというその場に「籠屋

敷」を設置しているということが重要である。ここに賤民を集結せしめている。宗教弾圧、思想弾圧を目的として「籠屋敷」を設定し賤民を組織したという点に、近世賤民制の独自性が存する。これが大坂の被差別部落のはじまりである。この「籠屋敷」に集結せしめられ、行刑役負担をおわされた賤民は、おそらく後のキリスト教徒処刑の事実より類推して大田水責の闘争において「残之衆」が仲間うちの処刑に携わらせられたのであり、その事実が自らの内面的心情に卑賤感を抱かざるをえない確乎たる根拠となったのである。キリスト教徒の場合にもやはり殉教した人々は名もなき民衆だったということがいわれている。その人々と直接関係のない類族転びキリシタン、転向して賤民身分におとされたキリスト教徒やその家族、親族に転向せざるキリスト教徒の処刑をせよと命じ、仲間うちの処刑を命じているのである。転向の証しとしてこのような行刑役負担をになわされているのである。役人村というものはこういうものである。しかし、被差別部落の人民は単に差別政策をうけて忍従ばかりしていたわけでは決してなく、むしろ反対に、摂州十三ヶ村の行刑役拒否の運動があり、幕末において、石州門徒は部落寺院とは何かという問題を本願寺に提起し、信教の自由のために闘っており、そのような基本的人権にもとづく部落解放令の解釈を解放令についてなし（明治政府側は租税を賦課するという権力功利的な政策関心から解放令を発令するにすぎなかった）、氏神共祭（それまでの被差別部落の人民に対しては本村の氏神を共祭することを決して許可しなかった）の権利を大審院の判決として獲得している。そしてまた生存権のために闘った広島幕末の革田層は「杵歩刻ミ」の極刑を覚悟して「革田」とは何かという身分差別の根源を問う訴えを提起している。これは当時においてはいうまでもなく反逆罪を構成する。「杵歩刻ミ」の極刑というのは残虐的死刑である。このような闘争の歴史が確かに存在したという事実を被差別部落内に伝えられた史料によって確認しなければならぬのである。

(1) 天正八年三月 勅使庭田大納言重信勸修寺中納言晴豊両卿大坂山へ下向あり、殊に事の円満を期せん為に近衛前関白前久公を副へ使とし趣かしめらる、蓋し近衛前関白は信長と快からず顯如宗主とは親交あるを以てなり、禁裏にては天正七年冬の頃より一日も早く和議成りて大坂の無事ならんことを叡慮まし／＼けり、宗主は無事を希ふの心切なり、勅使より宗主始め北方年寄等を召集し権門を恐れず心中存知の旨趣残らず申出づべき旨達せらる、宗主下間丹後平井越後守矢木駿河守等召し出し評定あり、時勢に考へ又多年の籠城宗徒の艱難に鑑み和平の一日も速に成立せんこと上下一致望むところなるを以て、殊に 勅命を違背申に就ては天道の恐れも顧みざる可らず、若し荒木波多野別所の面々滅亡の如く根を断ち葉を枯らすの処置に出でなば近年大坂は端城とも五十一箇所相拘へ上下共辛勞の者共へ賞祿こそ宛て行はずともせめての芳恩に一命を助け申べき旨七月盆前まで退出することに衆議決す、宗主より勅使へ 聖旨を奉戴すべき旨を以て答ふ、信長亦誓詞を認め本山に致せり、其概略は城中の土庶皆之を赦し諸国の末寺其儘たるべし石山退城は七月中旬とし花隈尼崎も亦同時たるべし等の七条にして其本文は左の如し。

覚

一、惣赦免事

一、天王寺北城先近衛殿人数入替大坂退城之刻太子嫁をも引取今度使衆を可入置事

一、人質為氣仕可遣事

一、往還末寺如先々事

一、賀州二郡大坂退城以後於無如在者可返付事

一、月切者七月盆前可取究事

一、花隈尼崎大坂退城之刻可渡事

三月十七日

信長(朱印)

敬白 起 請

右意趣者今度本願寺赦免事為 叡慮被仰出之条彼方於無異儀者条教之通聊以不可有相違者此旨偽申者

梵天帝釈四大天王惣日本国中大小神祇八幡大菩薩春日大明神天満自在天神愛宕白山権現殊氏神可被蒙御罰候也此由可

有奏進候也謹言

三月十七日(天正八年)

信長(花押血判)

庭田大納言殿

勤修寺中納言殿

文中太子塚とあるは茶臼山をいふなり、顕如宗主大坂退城のことは三月十七日付の信長の誓詞の上に出づることなるが其初めは大坂と信長との間和議にのみとまり退城の事まで及ばざりしが、叡慮退城すべき旨を庭田大納言勤修寺中納言両勅使により伝へられ遂に聖旨を奉戴し退城するに定りぬ、正親町天皇の宸翰に曰く、

今後は和談の事無別儀とよのほり前右府馳走のよしいよ、仏法繁昌の基と珍重候つきてはとてもの事に大坂退城候はゞ万端可然候はんより内々叡慮よりも仰られ候猶ほしき事は源大納言勤修寺中納言両可申候也かしく

(御花押)

本願寺僧正御房へ

とてもの事に大坂退城候はゞ万端可然候はんよし内々叡慮よりも仰られたること顕如宗主始め以下の均しく感泣するところなり、誓詞交換の事成るや信長大に近衛前關白の勞を謝し一書を致せり

今度大坂之使御苦勞共候、彼方疑心氣遣尤候歟、併云、叡慮前久御取持之上者聊表裏有間敷候能々被申聞無氣遣候様御馳走專一候恐々謹言

三月十七日

信長(朱印)

(表書) 近衛殿

顕如宗主は四月九日紀州雜賀より迎船をうけ祖像を守護し翌十日同地に下向ありたり、然るに新門跡教如上人は「山越を取妻子を育候雜賀淡路島の者共爰を取離れ候ては迷惑と存知新門跡を取立候はん之間、先本門跡北方を退申され一先被相拘尤之由様々申に就て若門跡此儀に同事」せられたりと伝ふるあり

(2) 山本尚友「新青屋考」(「京都部落史研究所紀要四号」)には、次の如き史料が引用されている。

一、世二下駄屋、風呂屋等ハ下り商売トテ卑シメ隔ル事モ有之、其風京師尤甚シト承リ候処今ハ不レ然、唯藍染屋ト申者ハ決テ隔レ之、全ク穢多同様ノ観ヲ成シ候故、種々取調候処其初藍皮ヲ染候故穢多ノ業ニシテ、今ニ至リ大概ハ全クノ穢多ニシテ市中ニ住スルモノト相見ヘ候(『京都府史』)

この史料は、明治三年「政府よりの下問に依じて京都府が提出した、賤民拔擢の建言の一部」であることが、山本尚友氏によって指摘されている。

(3) 四拾六 藍無地染仲間前書〔株仲間名前帳前書〕五冊、大阪府下東成郡天王寺村大字阿部野永田好三郎氏藏本、「大阪市史」所載)

覚

一私共青染職仲間之儀者、元和元卯年松平下総守様御当地御知行所之砌、青染職(付)ノ蒙 御免、其後寛永三寅年初春、嶋田越前守様当町御支配之砌、籠役我々とも江割掛可申由、毎度申来候故、何とも人前之難儀、先祖之耻辱、至極迷惑千万ニ存、乍恐右之趣御訴訟奉申上候得者被為 聞召上、役人村之者共被為召出、籠役を掛可申意趣御吟味被為成候得とも、役人村ノ申上候者、青染仕者共者根元役人村出生之由申ニ付、我々共先祖出生出村御僉儀之上、毛頭紛敷出生之者無之段、所々庄屋年寄証文判形奉差上、御上聞ニ達、無滞御明鏡を以出生明白ニ被成候、役人村之者共江者(二脱)還而過(三)躰被為 仰付、無恙家職相勤、向後出生紛明ニ無之者ニ者、我々遂吟味、青染職致させ申間鋪旨被為 仰付、仲間之外式三人、出生難知者有之由ニ而、当町御被為成、仲間御除被為成下候由、先祖之者ノ段々承伝申(四)、然ル上私共江者格別難有御奉書被下置、頂戴仕、弥御上意之趣奉相守、御厚恩難有奉存候所、其砌ノ御奉行様へ年頭八朔之御札相勤来り候、然ル所右御奉書類火之節焼失仕候、元来私共仲間、古来者六拾人余茂有之ハ様承り申(五)、其後元禄年中迄茂四拾人余御座候所、家々未ニ成困窮仕、渡世務兼或者身上仕廻、多之仲間只今ニ而者漸拾式人相残り申(六)、恐多奉存候得共、別而外之町人トハ違、御慈悲を以無相違家職相続仕候私供ニ御座候処、只今ニ至り候而も、我々共仲間者紛敷者之様ニ取沙汰仕候者多御座候ニ付、縁組之妨ニ相成、其上家職次第ニ不繁昌ニ相成申(七)、ケ様ニ相成候而者職相統難成、千万歎ケ敷奉存候、何卒御慈悲を以、右浮説も無之、家職も古来之通り繁昌仕、無恙相続仕度奉存候ニ付、乍恐左之趣奉願上候、

一是迄仲間之名目、青染仲間与申儀、此後者藍無地染仲間与名目仕度奉願上候御事、

一御奉行様之年頭八朔之御札、是迄者大坂天満両郷ノ年行司式人相勤来り申候、前々申上候通り、只今ニ而者無人数ニ罷成申候付、此後者大坂三郷藍無地染仲間年行司(八)人宛ニ而、年頭八朔御札相勤申度奉願上候、尤上物も大坂天満一

所ニ差上申度奉存候御事、

右之通奉願上候所、御聞屈被為成下候趣被 仰渡、難有奉存候、尤右名目相改候儀申立、公事ケ間鋪儀仕間敷旨被仰渡、委細奉承知候、仲間申合、不埒之儀無之様可仕候、為其判形依而如件、

宝曆五亥年十一月

(表紙)

「宝曆五乙亥十一月晦日

藍無地染仲間判形帳

三郷」(関西大学図書館所蔵)

(本文書の考証については関西大学図書館主事藤原有和氏の協力をうけることが多かったことをここに明記する)

覚

一私共青染職仲間之儀者、元和元年甲卯年松平下総守様御当地御知行所之砌、青染職蒙御免、其後寛永三丙寅年初春嶋田越前守様当地御支配之砌、役人村之もの共御当地籠役我々共へ割掛可申由、毎度申来候故、何とも人前之難儀、先祖之恥辱、至極迷惑千万ニ存、乍恐右之趣御詔奉申上候へ者、被為聞召上、役人村之もの共被為召出、籠役を掛可申趣意御吟味被為成得者、役人村申上候者、青染仕もの共ハ根元役人村出生之由申ニ付、我々共先祖出生出村御俵儀之上、毛頭紛敷出生之者ニ而無之段、所々庄屋年寄証文判形奉差上、御上聞達、無滞御明鏡以出生明白ニ罷成候、役人村之者共江者還而過躰被為仰付、無恙家職相勤、向後出生紛明ニ無之者ニ者、我々遂吟味、青染職致させ申間敷旨被為仰付、仲間之外式三人出生難知者有之由ニ而、当町御被為成、仲間御除被為成下候由、先祖之もの段々承伝申候、然ル上者私共江者格別難有御奉書被為下置、頂戴仕、弥御上意之砌奉相守、御厚恩難有奉存候故、其砌御奉行様江年頭八朔之御札相勤来り候、然ル処御奉書類火節焼失仕、元来私共仲間、古来者六拾人余も有之候様ニ承申候、其後元禄年中迄も四拾人余も御座候処、家々末々ニ成困窮仕、渡世務兼或者身上仕廻、多く仲間只今ニ而ハ漸拾式人相残申候、恐多奉存候へ共、別而外之町人互者違、御慈悲以無相違家職相統仕候私共ニ御座候処、只今ニ至候も、我々共仲間者紛敷者之様ニ取沙汰仕候者多御座候ニ付、縁組之妨ケニ相成、其上家職次第ニ不繁昌ニ相成申候、ケ様ニ相成候而者職相統難成、千万敷ケ敷奉存候、何卒御慈悲ヲ以、右浮説も無之、家職も古来之通繁昌仕、無恙相

統仕度奉存候ニ付、乍恐左之趣奉願上候

一是迄仲間之名目、青染仲間与申候儀、此後者藍無地染仲間与名目仕度奉願候御事

一御奉行様江年頭八朔御礼、是迄者大坂天満両郷の年行司式人相勤来申候、前ニ奉申上候通、只今ニ而者無人数ニ罷成申候付、此後者大坂三郷藍無地染仲間年行司宍人宛ニ而、年頭八朔御礼相勤申度奉願上候、尤上物も大坂天満一所ニ差上申度奉存候御事

右之通奉願候処、御聞届ケ被為成下候趣被仰渡、難有奉存候、尤右名目相改候儀申立、公事ケ間敷儀仕間敷旨被仰渡、委細奉承知候、仲間申合不埒之儀無之様可仕候、為其判形依如件

宝曆五乙亥年

十一月

南農人町宍丁目

仲屋新右衛門印

鱧谷

式丁目

堺屋五郎兵衛印

南富田町

伊丹屋三右衛門印

同町

扇屋茂兵衛印

空心町

伊丹屋卯兵衛印

同町

吉野屋利兵衛印

壺屋町

紙屋清兵衛印

北長柄村

池田屋四郎兵衛印

鈴鹿町樽屋太兵衛かしや
仲屋源兵衛方ニ同家

中屋甚右衛門印

同町

伊丹屋仁右衛門印

天満三丁目長田屋

長四郎かしや

紙屋平兵衛印

小右衛門町堺屋仁兵衛

かしや

堺屋甚兵衛印

三郷惣年寄中

「嘉永四辛亥年三月

藍無地染仲間名前帳

御役所表番附

四拾五

藍無地染職之儀、先前々仲間組合之定を以て取締相立、名前帳差上置、尤冥加金銀上納之廉無御座候処、去ル寅年都而株札并問屋仲間組合等御停止、冥加金銀不及上納、其外品々被仰渡、株仲間組合御差止相成候処、今般諸問屋組合与も再興之儀、左之通被仰渡候

一去ル寅年株札并仲間組合等停止、是迄納來候冥和金銀上納者勿論、無代納物無賃人足駄付其外冥加勤之類も悉免除被仰付候処、其以來商法相崩諸品下直ニも不相成、却而不融通之趣相聞へ候ニ付、此度問屋組合之儀、都而前々之通再興申渡、弥以て冥加金銀上納之儀者不被及御沙汰候間、其旨を存、諸物価際立直段引下ケ、メ売メ買者不及申、品劣掛目減等無之、一切正路ニ可致売買候、且前々諸職人諸商人仲間組合取極候度毎新規仲間加入之もの有之候共、差障申間鋪者勿論、其者共々多分之礼金振舞等為致候儀者不相成旨、其取締方之儀、追々申渡有之儀ニて、新規商売相始

候儀を差構無之管ニ候間、此度間屋組合再興申付候連、前々之如く株札等相渡候儀ニ者無之、人数之増減者勝手次第之事ニ付、不筋之申合手狭窮屈之自法相立候儀者決而不致、併其渡世柄ニ寄、無抛人足不相立候而者差支候儀有之品者、吟味之上明白ニ其謂無之候而者容易難聞届儀ニ付、其段相心得是迄之商法ニ不流質素儉約を第一ニ致、諸事奢侈潜上之儀無之様、相慎深く太平之御仁徳を奉仰分々之渡世永統致し、銘々安住之冥加を弁、四民暮し方弁利之儀を厚心掛、実直ニ産業を営候様可致、此上心得違一己之利得ニ迷ひ、申渡を不相用者有之候ハ、早速召捕、遂吟味嚴重之御仕置申付、仕儀ニ寄家業取放候間、聊不取締之儀無之様精々厚可申合候

右之通被仰渡、一統難有承知奉畏、諸物価引下ケ之御趣意貫通仕候様取斗可申、尤此後仲間ノ内変名変宅印形改、其外病死名前代人代リ者勿論、新規仲間加入之者等御座候度毎、不洩様御断申上、此帳面張紙可仕、依之一統連印名前帳差上申候、如件

嘉永四辛亥年三月

天満長柄町

伊勢屋忠兵衛印

同所壺屋町

大和屋清介印

同所河内町

本須屋嘉兵衛印

同 町

升屋嘉治郎印

(張紙)

代判政介印

[張紙]
嘉永六癸丑十月

当時相休申候

瓦土取場

橋本屋清兵衛印

猶村屋鋪

大黒屋嘉兵衛印

橋通四丁目

阿波屋茂兵衛印

今宮村

播磨屋太兵衛印

西高津新地四丁目

播磨屋善兵衛印

玉造撞木町

播磨屋利兵衛印

西天満源蔵町

福嶋屋利兵衛印

天満空心町大和屋清介借家

高嶋屋熊七印

天王寺御蔵跡

播磨屋卯之姿印

古金町京屋九兵衛借屋

大黒屋清兵衛印

奈良屋町

大和屋松之輔印

京町堀五丁目阿波屋藤介借屋

播磨屋平助印

右六人安政三辰年

三月仮組の本組へ加入

権右衛門町大和屋平兵衛借屋

播磨屋喜輔印

立売堀巻丁目檜皮屋忠兵衛借屋

(朱印)
「齋藤善次郎」一張

赤穂屋万輔印

(張紙)
「万助改名

赤穂屋善輔

安政六未年十月十六日」

右兩人安政四巳年

十月仮組の本組へ加入

住吉屋町

中浜屋与兵衛印

立売堀式丁目

平松屋作兵衛印

北堀江式丁目

中浜屋善五郎印

枉町播磨屋勝次郎借屋

大和屋平輔印

瓦土取場石屋六兵衛借屋

大和屋弥兵衛印

阿波町灰屋清兵衛借屋

平松屋新助印

天満空心町堺屋利兵衛借屋

二二〇（六〇〇）

北国屋平蔵印

立売堀三丁目灰屋安兵衛支配借屋

升屋卯兵衛印

南浜町河内屋新兵衛借屋

河内屋新介印

同町同借屋

姫路屋藤兵衛印

✂

右拾人安政五年四月

仮組の本組へ加入

小浜町木屋治兵衛借屋

亀屋文助印

三右衛門町和泉屋善兵衛借屋

平松屋仁助印

阿波町伊勢屋太介借屋

和泉屋常吉印

右三人安政六年九月

仮組の本組へ入

「仲間誓約申合之事」

一 從御公儀様被為仰出候御法渡之趣堅相守可申事

一 是迄相勤来候通、年頭八朔右再度御礼永々無怠相勤可申事

藍無地染職仲間之儀、先前より仲間組合取締相定有之候処、去ル天保十三寅年より当職者不及申、外諸株并問屋仲間組合とも流弊風儀悪敷故、名目御停止ニ相成候処、当亥年三月三郷年番町々、西御奉行本多加賀守様御前ニおゐて御申

渡直々被為在、右諸株再建御免被為仰付候ニ付而者、職法相崩不申様、此度式目ケ条左之通

一御得意衆之御蔭を以而銘々安住ニ致渡世來候処、流弊多相互彼之御得意へハ是多手筋手段、又者仕上ケ元方直段ニ不抱難取、彼是御得意取り合、職法相崩、領半ニ相成候源深者是也、然ル処今般再建御取締被為在候ニ付而者、銘々一己之利欲ニ不抱、相互ニ実意を以分々ニ渡世向筋立候へ、御触面表御趣意ニ貫通仕、深泰平之御仁德奉仰、銘々御国恩少ニ而も奉報、又者我等身之祈禱ニも相成、此意ヲ背キ、前書御得意を盜同様ニ忍々ニ手段を以而、恣ニ奪合候而者、呉々も難有御趣意忘却仕、後悔相互ニ今更申様無御座候、此後相互ニ以神実意ヲ懸合、人々之御得意へ入込候儀者不及申、若又是迄立入候もの差支、御得意多外々江差固有之候へ、其仕儀年行司江訶出、同人多仲間一統相談之上、差支候筋ニ多一統助情心節致し遣、将又心得違御意之注文相違仕候へ、得与本人へ申論、其上失張前同様にて御得意差支為致候へ、又候一統相談之上取斗可申候、右を背キ不及相談、我儘ニ立入仕、御得意難取候へ、此誓約書を以而奉願上、其仕儀ニより仲間相退可申候、其節如斯銘々連判之を以申固候儀、相背候程之もの今更心得違与相詫候共、頓着不仕、急度仲間仕來之通任作法可申事

一年季并半年季奉公人日雇手間取、主人氣ニ不入、暇遣候敷、又者無理隙取、当職外方へ奉公有付候節、改召抱候主人古主へ断引合調候上、差支無之候へ、勝手次第、若本人申条ニ任セ不調不沙汰にて召抱候へ、不念之廉仲間一統振舞料与し而、拾貫文年行司手元へ差出可申候、尤不動之もの共当職仲間様、永代召抱申間鋪候、右口次世話仕候もの、当職ニ携候筋之ものニ候へ、此者も同様召抱申間鋪候事

一相互ニ御得意大切ニ仕、実意職法相守可申候、乍併色藍之儀者当職第一之中固にて、濃薄多御得意之氣を迷せ、耀亮候儀儘有之ニ付而者、仲間一統藍相場諸色何ニ欺与見競之上、染賃直段相定候仕來乍致承知、一己之利欲ニ迷、色藍ニ手段を構、又者直段ヲ引下ケ候而耀亮候儀、一応之処者商売出情御得意へ奉公尤ニ聞候へ共、御得意を眼前ニ為迷其身之進退ニ付而者、御得意へ御迷惑相掛、其者一人丈ケ之算格有之候与者乍申、迎も永統六ヶ敷、其心ニ而者銘々難儀ニ相成、事ニ一ケ年ニ江戸并地廻且北国右三ヶ度ニ色藍并直段之節、銘々実意ニ商売勤、可成文ケ者直段引下、色藍相立、其上御得意江右を御勘考ニ預り、御差図を請、直段を定、且又十目之見候候所、其意不違、夫を法外ニ直下ケ仕候多乱職ニ相成、将又濃薄之色藍者、水多仕立上ケ候故、事定難成杯与申立、色藍不定趣にて、色耀外見ニ者左も可有之様被存候へ共、銘々渡世者右様之訳柄にて者決而無之、譬一者分式分之色藍無分ヲ時者、素人同様水哉藍

ニ咎を付、色糶仕候段、何ニとも此两条敷ケ敷次第三而、行々衰微之元を引道理ニ有之候、以来右様法外之仕業致具候者有之候ハ、急度相調、仲間不取締ニ抱候間、仕来通任作法可申事

一 仲間一統承知之儀、一人立彼是等故障申もの有之候ハ、急度仲間仕来之通任作法可申事

一 仲間誓約相背候歟、又者年行司ら申聞候儀不相守者有之候ハ、前同様取斗可申事

右前書定録之通、銘々堅く相守可申候、万一誓約申合相背候ハ、其時如何様之御取斗被下候共、一言之申合無御座候、為後日銘々誓約連判、如件

嘉永四辛亥年八月

御免 藍無地染仲間

(朱印)
「齋藤善次郎」

(本稿は元、二月二十三日、津村別院にて、二月二十七日、枚方市市民会館にてなした講演記録であり、とくに枚方市役所自治推進部同和对策室の皆様には大変お世話になった。心から有難く思っている次第である。

このたび貴重な新史料「藍無地染仲間判形帳」が本学図書館所蔵となったので、それを力を尽して考証し右講演記録に附加することができた。これを上林良一教授の還暦記念論集に呈するものである)